事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（用地課及び河川課の所掌に属するものを除く。）。

［八～四十　略］

（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～二十四　略］

二十五　受託中小企業振興法に基づく特定連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

［二十六～二十九　略］

（海技試験官及び首席海技試験官の職務）

第九十条　海技試験官は、命を受けて、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、船員条約締約国資格証明書又は漁船員条約締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務を分掌する。

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この府令は、令和八年一月一日から施行する。

事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関すること（用地課及び河川課の所掌に属するものを除く。）。

［八～四十　同上］

（河川課の所掌事務）

第六十六条　河川課は、次に掲げる事務をつかさどる。

［一～二十四　同上］

二十五　下請中小企業振興法に基づく特定下請連携事業計画、中小企業等経営強化法に基づく社外高度人材活用新事業分野開拓計画、経営革新計画及び経営力向上計画、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に基づく農商工等連携事業計画並びに地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律に基づく研究開発・成果利用事業計画に関する事務のうち、水道事業者、水道用水供給事業者、登録水質検査機関及び水道法第三十四条の二第二項の登録を受けた者並びに下水道処理施設維持管理業者及び下水道管路施設維持管理業者に係るものに関すること。

［二十六～二十九　同上］

（海技試験官及び首席海技試験官の職務）

第九十条　海技試験官は、命を受けて、海技士国家試験、小型船舶操縦士国家試験、締約国資格証明書の受有者の承認のための試験、水先人試験及び船員の資格の認定のための試験の試験問題の作成及び試験の執行に関する事務を分掌する。

2　［同上］

府令・省令

内閣府、総務省、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第二号

下請代金支払遅延等防止法及び下請中小企業振興法の一部を改正する法律（令和七年法律第四十一号）の施行に伴い、並びに下請中小企業振興法（昭和四十五年法律第百四十五号）の規定に基づき、下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

令和七年十二月二十六日

内閣総理大臣　高市　早苗
総務大臣　林　芳正
財務大臣　片山さつき
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之

下請中小企業振興法施行規則の一部を改正する命令

下請中小企業振興法施行規則（平成十五年内閣府・総務省・財務省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・国土交通省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表のように改める。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
受託中小企業振興法施行規則	下請中小企業振興法施行規則
（定義）	（定義）
第一条　この命令において使用する用語は、受託中小企業振興法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。	**第一条**　この命令において使用する用語は、下請中小企業振興法（以下「法」という。）において使用する用語の例による。
（振興事業計画に係る承認の申請）	（振興事業計画に係る承認の申請）
第二条　法第五条第一項の規定により振興事業計画に係る承認を受けようとする委託事業者及び中小受託事業者等は、様式第一による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。	**第二条**　法第五条第一項の規定により振興事業計画に係る承認を受けようとする親事業者及び下請事業者等は、様式第一による申請書一通を主務大臣に提出しなければならない。
2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次の書類を添付しなければならない。
一　当該委託事業者（法人である場合に限る。）の資本金の額又は出資の総額	一　当該親事業者（法人である場合に限る。）の資本金の額又は出資の総額
二　当該委託事業者の常時使用する従業員の数	二　当該親事業者の常時使用する従業員の数